

福岡県公報

令和 3 年 5 月 11 日
第 198 号

目 次

告 示 (第524号 - 第533号)

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 2
- 自衛官の募集 (市町村支援課) …………… 2
- 「さいふごま」等の販売代金の収納の事務の委託 (文化振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 5

- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 6
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 7
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 7
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 7
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 7
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 7
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 9

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 10
- 再 掲**
- 副知事の担当区分 (人 事 課) …………… 11

告 示

福岡県告示第524号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年 6 月 18 日 農林水産省告示1366号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第525号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年7月30日農林水産省告示第1517号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第526号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八女市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第527号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所及び試験場の位置並びに名称を次のように告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和3年5月12日（水）から令和3年6月25日（金）まで

3 受験資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在33歳に達しない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 男子（筆記・口述・身体検査）

令和3年7月3日（土）

(2) 女子（筆記・口述・身体検査）

令和3年7月4日（日）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島3-24-2 (福岡国道事務所隣) (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パルマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧九州農政局2階) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所

小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第528号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「版経東漸～対馬がつなぐ仏の教え～」、「筑紫の神と仏」、「さいふごま」及び「こま台」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

福岡県告示第529号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月20日農林水産省告示第989号（6に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第530号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和59年4月28日農林水産省告示第868号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年5月4日農林水産省告示第934号（2、3、5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八女市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス碓井店

(2) 所在地 嘉麻市臼井字船田339番1外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9:30~午後10:30	午前8:30~午後10:30

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス黒木店
(2) 所在地 八女市黒木町本分1214外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9:30～午後10:30	午前8:30～午後10:30

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町南里六丁目454番1外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
1,261	1,428

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
建物南西側	47	建物南西側	49
		建物敷地北側隔地駐車場	6
合計	47	合計	55

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前		変更後	
建物南西側	24時間	建物南西側	24時間
		建物敷地北側隔地駐車場	午前6:00～午後10:00

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	建物敷地南西側	2	建物敷地南西側
		1	建物敷地北側隔地駐車場南側
2	合計	3	合計

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社ヤグラモン	福岡市東区社領二丁目23番19	福岡市東区社領二丁目23番19	令和3年4月19日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社キャッスルハウス	福岡市南区西長住三丁目32番19号2F	福岡市南区西長住三丁目32-19	令和3年4月21日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号

）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人綾幸会	福岡市東区美和台新町21番8号	福岡市東区香椎一丁目6-6-101	令和3年4月22日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社勇ベース	春日市須玖北二丁目39番地	春日市日の出町5-5-2階	令和3年4月22日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和3年4月15日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 トリアーダMUNAKATA

(2) 所在地 宗像市光岡286番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社玉屋	代表取締役 山喜多 映一	福岡市中央区春吉三丁目12番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社フードウェイ	代表取締役 後藤 圭介	福岡市早良区高取一丁目2番22号
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号
未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年12月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,699平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	247
B棟屋上部	86
合計	333

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)

A棟南西側	38
B棟南東側	20
C棟東側	20
合計	78

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟南東側	100
B棟南西側	100
B棟南西側	50
C棟南側	35
合計	285

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内南東側	15.09
B棟内南西側	22.90
B棟内北西側	8.28
C棟西側	1.23
合計	47.50

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	24時間	
株式会社フードウェイ		
株式会社ローソン		
未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
6箇所	建物敷地北東側、北側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 下大利商業施設

(2) 所在地 大野城市下大利一丁目216番1 外4筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
九州旅客鉄道株式会社	代表取締役 青柳 俊彦	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
イオン九州株式会社	代表取締役 柴田 祐司	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年12月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,870平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物屋上	59
合計	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	12
建物北西側	6
合計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	45.5
合計	45.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	8.74
合計	8.74

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間



福岡県公安委員会告示第91号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和3年5月11日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和3年6月18日（金曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	/
令和3年6月14日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	技能	ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和3年6月15日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和3年6月21日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地の5 おんが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和3年6月22日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	普通及び普通第二種免許
令和3年6月23日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通、大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和3年6月3日（木曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和3年6月2日（水曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第472号の2

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和3年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 副知事江口勝の担当する事項

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部（人事課内部統制室及び防災危機管理局を除く。）、企画・地域振興部、福祉労働部人権・同和対策局、商工部及び農林水産部に關する事項

(2) 選挙管理委員会に関する事項

(3) 公安委員会に関する事項

(4) 海区漁業調整委員会に関する事項

(5) 内水面漁場管理委員会に関する事項

(6) ワンヘルスの推進に関する事項

2 副知事大曲昭恵の担当する事項

(1) 知事部局のうち、人づくり・県民生活部（生活安全課を除く。）、保健医療介護部及び福祉労働部（人権・同和対策局を除く。）に関する事項

(2) 教育委員会に関する事項

(3) 人事委員会に関する事項

(4) 労働委員会に関する事項

(5) 人財の育成に関する事項

3 副知事生嶋亮介の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部人事課内部統制室及び防災危機管理局、人づくり・県民生活部生活安全課、環境部、県土整備部、建築都市部並びに会計管理局に関する事項

- (2) 企業局に関する事項
- (3) 監査委員に関する事項
- (4) 収用委員会に関する事項
- (5) 安全・安心な社会づくりに関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。